

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成30年1月26日（金）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 守 下 実（さいたま地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 石 川 慧 子（さいたま地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 野 呂 裕 子（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 岡 田 晃 知（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 男性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

これから意見交換会を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます，さいたま地裁第5刑事部の裁判長の守下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は比較的審理期間が長くかかった事件を担当していただいた裁判員経験者の方に来ていただいています。この会の趣旨は，皆様の経験をもとに意見交換することによって，今後の裁判員裁判の運用改善のために役立てる点にありますので，是非とも率直な意見をお聞かせ願えればと思います。本日は，私以外にも裁判官，検察官，それから弁護士が各1人ずつ参加しています。特に，検察官や弁護士は直接裁判員の方と話ができる機会というのがあまりありませんので，今日は楽しみにしていると思います。それでは，まず出席者の方から簡単に自己紹介してもらいたいと思います。

石川裁判官

第5刑事部の陪席の裁判官を務めております石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は，昨年4月からさいたまで裁判員裁判を担当しております。本日は貴重な御意見を伺えることを楽しみにしております。

岡田弁護士

弁護士の岡田と申します。私は裁判員制度委員会に所属しています。裁判員の皆さんの率直な意見をいただいて，今後の裁判員裁判での裁判員の方々の負担を軽くできる工夫ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

野呂検察官

さいたま地検の検事の野呂と申します。よろしくお願いいたします。今日は比較的審理期間が長かった裁判員裁判に参加された方たちが出席されているということを知っておりまして，色々御苦勞も多かったかと思います。その辺のことを聞かせていただければと思います。

司会者

それでは、まず私から記憶喚起も兼ねて皆様がどのような事件を担当したかをごく簡単に御紹介します。その上で、裁判員経験者の方から全体的な裁判員裁判に参加しての感想やこの意見交換会に臨むに当たっての思いをお聞かせください。それではまず、1番さんと3番さんが担当された事件は、罪名は住居侵入、強盗殺人、占有離脱物横領というものです。事案としては、警察官であった被告人が窃盗の目的で民家に侵入して、家の人をいたため強盗殺人に及んだり、別の機会に業務中に現場にあったキャッシュカードなどを持ち去ったとされた事件でした。争点としては殺意や強盗の故意の有無等でした。1番さんいかがでしょうか。

1番

率直な感想としては、事件の中身が非常にショッキングでした。被告人が警察官だったということと、強盗殺人ということで、被害者の方が亡くなられているということで驚いたというのが正直な感想です。最初は評議室での話についていくだけで精いっぱい、また、法廷に座っていても一体何を争っているのかなと思えました。しばらくしていくうちに、ああ、なるほどという感じで慣れていって、話がつながって分かってきました。あと、初めて裁判官が座っている席側から見た法廷の光景はとても衝撃的でした。私は、学生の頃に1度傍聴したことがあったのですが、傍聴席から見た風景と裁判官の席からの風景とは全く違って、ああ、こんなに違うんだと、これはきっと一生見るチャンスはないのかもしれないと思えました。チャンスをいただいて良かったと正直思っております。法廷の中では証人の方の発言の音が、聞き取りにくくて、そこは少し困りました。仕事は会社員で、塾の講師をしております。参加させていただくに当たっては、会社には全部報告をして、お休みをいただいていたました。

司会者

ありがとうございます。後でまた話題にしますが、我々としては、特に検察官も弁護人も皆さんに何を判断してもらうか、分かりやすいように主張を整理して、最初に冒頭陳述を行うのですが、それがうまくいっているのか、いっていないのか、

それから肝心の証拠に基づいて判断することになりますが、その証拠が分かりやすいかというのもテーマにあります。それから事件によっては仕方ない面があるのですが、審理の判断の中身とはまた別にショッキングだという部分も出てくるので、そこをどう扱うかというのも大きな問題になっています。もう一つ、参加しやすさという点では、今回は大変な事件を担当された方ばかりですが、そのときの日程の入れ方などについて皆さんのお仕事とか御家庭との兼ね合いでどういう日程の入れ方がいいのかという御意見も伺わせていただいて、今後の期日指定のときの参考にしたいと思っております。それでは、3番さんはいかがでしょう。

3番

率直な感想は、私は裁判員裁判というものに興味があり、是非参加しようと思っていました。そして選ばれてしまったわけですが、これほど重い事件を担当するとは思いませんでした。人を裁くことの恐ろしさを後から感じました。これで自分の意見が通ってしまったらどうなるのだろうというのもありましたし、実際その判決の後にインターネットなどで見ると、控訴審で同じような判決がおりたということでした。裁判員に選ばれてからそういうことに興味を持ち始めて、私が担当した事件を追ったりもしています。最終的には最高裁まで行くのかなと思っていますが、人を裁く恐ろしさということは実感しました。私もサラリーマンで、飲料関係の仕事をしております。会社にも参加するということを言ったら特別有休という形で許可が出ました。参加させていただいて良かったと思います。

司会者

ありがとうございます。報道にもありますが、裁判員制度が始まって8年、9年経ち、徐々に参加される方の率が下がってきているということがあります。我々のアピールも足りないのかなと反省もあるのですが、参加しやすいようにもう少し配慮できることはないのかというのを考えていますので、その点の参考意見もお聞かせいただければと思います。今3番さんがおっしゃったように、実際に裁判員を経験してみてもやはり皆さんいろんな思いを持たれるのですが、例えば精神的負

担ということであると、裁判をやっているときは気が張っているのに、何とかやるけれども、後からじわじわと自分が関わった判決がこれで良かったのだろうかと思ひ悩むということも聞いたりします。3番さんはどちらかということとその後の裁判を追っているということで、むしろ積極的な形で関わっておられますけれども、実際に関わった後に皆さんがどういう思いをされているかということも聞いてみたいと思っております。続きまして、2番さんが担当された事件は、罪名は、麻薬特例法違反で、被告人が営利目的で覚醒剤などを譲渡することを業としたという事案で、事実関係には争いがなく、量刑が争点でしたね。審理期間も結構かかったみたいですので、大変な面もあったのではないかなと思います。2番さん、いかがでしょうか。

2番

直接的な被害者がいないという事案、まさに社会一般に対する害悪に対しての犯罪だったので、この被告人は更生できるのかなと思ひました。当初この事案については捜査段階で被告人が一部否認をしていたので、少し長い審理期間が設定されていました。ただ、実際に裁判が進んでいく中で、やはり認めます、ということになったものですから、途中少し時間が余るところもありました。先ほど申し上げましたが、直接的な被害者がいないので、この被告人がどうしたら更生するのか、もっと言うと被告人は本当のことを言っているのだろうかと思ひました。例えば反省という言葉を使いますが、量刑にも影響してくると思うのですが、そのあたりの、ある意味内面のところ、いわゆる心証という形だと思うのですが、それは人によって受け止め方が違うと思ひます。突き詰めたところ、それは個人の感情でしかないし、思いでしかないものを客観的にどうやって私たちが考えるのか、認定じゃなく考える世界だと思うのですけれども、それをいかに量刑に反映させるのかというところの難しさは正直感じました。最後はそれぞれの価値観によってくる部分もあると思うのですが、そのあたりが感想かなと思っております。私自身も会社員で、銀行業で、私が裁判員をやった当時は本部の方におりまして、勤務との兼ね合いという意味では非常に苦労しました。会社の制度から申し上げると、裁判員制度ができて、

うちの会社は特別休暇という制度を設けたので、いわゆる通常の有給休暇とは違う形です。別途会社が付与するということでしたので、そういう意味での負担というのは特にありませんでした。ただ、実質的な問題として、裁判員として出廷する時間は、当たり前ですが当然自分の仕事はできないので、土日出勤も当然して、何とかやりくりしました。ただ、いずれにせよ、そういうところも含めて総括すれば、裁判という我々からするとかなり遠い存在というか、報道でしか、エポックメイキングな事件とか、そういうときはよく見ますけれども、基本的には外で起きていることというのが正直な感想でした。実際やってみて実際に犯罪を犯した人はどういうことを考えているのかとか、そういう意味では非常に参考になりましたし、この制度自体はやはり続けていくべきだと思っております。

司会者

ありがとうございます。量刑が争点になった場合でも、今2番さんがおっしゃっていたように、反省一つとってもどう見るかというのは大変な作業ですし、我々も実は裁判員裁判が始まる前、つまり裁判官だけでやっていたときには、もちろん同じような量刑を考えていましたが、どうしてもプロがやっているとありきたりに反省があるとかまでは検討するけれど、ではなぜ反省があると刑が軽くなるのか、あるいはなぜ軽くならないのかというところを突き詰めていなかった部分があります。裁判員裁判が始まることを契機に、どんな事情がどういう意味で量刑を左右するのかということまで考えて審理に生かそうとしているところです。続きまして、4番さんと5番さんが担当された事件を紹介します。罪名としては住居侵入、強盗致傷、銃刀法違反、窃盗、傷害、暴行、公務執行妨害という事件でした。内容は、被告人が共犯者とともに住居に侵入して強盗致傷や、窃盗等を犯したほか、留置施設内で同房者や警察官に暴力を振るうなどしたとされた事件です。強盗致傷や窃盗の犯人性、要するに犯人かどうかが争われて、窃盗については無罪となったようです。また、被告人が外国人だったので通訳を介しての審理でした。担当された4番さん、5番さん、いかがでしょうか。

4番

裁判そのものに参加するのは初めてだったので、分からないままで始まってしまったのが第一印象です。被告人が日本人ではなく、同時通訳ができないということで、裁判そのものに時間がかかってしまい、審理期間が長くなってしまった要因の一つでもあります。またその被告人が数多くの事件を勾留中も重ねて犯してしまったということもあって長くなってしまったのかなと思うのですが、今の日本の中では外国人がたくさん生活していると思いますので、こういう事件とか裁判が今後増えてくるのかなと思います。自己紹介としては、病院に勤めている薬剤師です。仕事は朝から晩まで忙しい職場で、私がいなくなることで迷惑をかけてしまった部分もあると思いますが、特別有給休暇ということでお休みをいただいて参加いたしました。

司会者

ありがとうございます。社会の中でそれぞれお仕事持っている方とか忙しい方に参加していただけるのがまさに裁判員制度の趣旨なので、ありがたいと思っております。後で、こうしてくれればもっと参加しやすかった、などあればどんどん言っていただければと思います。では、5番さん、お願いします。

5番

裁判所に来たことも今までなかったですし、裁判って一体何をするのか、テレビドラマの世界という印象しかなかったのですが、実際に選ばれるとは思っていなくて、抽せんの日が来てもこれだけたくさんの方がいるから、自分は選ばれないだろうなんて思っていたら当たってしまいました。外国人の犯罪の裁判だったので、倍ぐらいもしかしたらかかっているのかもしれない。そういう期間が長かったのが負担といえば負担かなと思います。それで、最初に候補者に選ばれましたという通知が自分のところに届いたとき、家族に相談したら、これはやるべきだと言われて、私はできない理由の方を探していたのですが、家族からは選ばれたのだから、社会人としてやりなさいと言われ、背中を押されました。選ばれないと思っていたら選

ばれて、何とか全部参加したという感じです。私も仕事を持ってまして、皆さんの自宅に届く1通1通の郵便を配達する順番に全部並べるといって仕事をしているので、朝が勝負の仕事です。例えば午前中で裁判が終わるので午後からすればいいという仕事ではないので、上司や周りの人に相談をして、許可をいただいて参加しました。

司会者

ありがとうございます。お仕事の内容によってどうすることがいいかということばは様々だと思うのですが、間隔を空けてみたりだとか、1日に詰めてみたりとか、色々あるので、率直な意見をお聞かせいただければと思います。5番さんとしては、頑張って参加されて、終わった後はいかがでしたか。

5番

そうですね。生きていく中で無駄ではないというか、とても貴重な経験をしたなと思います。

司会者

ありがとうございます。最後に、7番さんが担当された事件を紹介します。罪名としては建造物損壊、銃刀法違反、内容は暴力団組員である被告人らが共謀の上、敵対する組の会長宅に向けて拳銃を発射したという事件で、いわゆる抗争事件ですね。しかも、被告人も暴力団員ばかり5名もいて、争点も共謀を争うということで大変だったと思いますが、いかがでしたか。

7番

裁判員が終わった後に自分が担当した事件の感想を人に話すと、必ず大変でしたねと言われるのですが、暴力団が被告人である裁判に参加して、それを間近で聞く機会は人生でこれからも今後もまずないのではないかと思います。あと、事件の内容自体も人が怪我をしていなかったのも、拳銃の発砲があったという時点で普通は重く捉えると思うのですが、自分の中では重く捉えていませんでした。しかし、一番最初に裁判員の通知が来たときは、5番さんとは逆に私は周りの人全員から反

対されました。仕事の面で職場に相談したら、審理の日程は14日間あったと思うのですが、仕事はどうするんだという話になりました。私は参加したかったので、14日間以外の日程は全部出勤というシフトを作って参加しました。自分の職業はビルメンテナンス、警備の事務所と、現場も兼ねて働いている形になっていまして、他の方の話にもあったと思いますが、半日だけ出勤すればいいのではなくて、結構、勤務時間が長い仕事です。審理の日は完全に休みで、それ以外の日を全部出勤するという形で一応会社には納得していただきました。裁判に関しては、特に何か危なかったこともなく、検察官や弁護人の話もとても分かりやすかったし、評議では淡々と、あとは休み時間は和気あいあいとできたので、大変なことはありませんでした。

司会者

暴力団の抗争事件ということなので、例えば法廷に防弾パネルがあったとか、あるいは行き帰りに送迎するなどの配慮はあったのでしょうか。

7番

帰りの送迎はありました。ただ、そこまで必要だったのかなと正直思いました。確かに入口や傍聴席には、関係者の方が本当にたくさんいました。

司会者

それでは、これから意見交換を進めたいと思います。大きく3つぐらいのテーマで伺いたいと思っています。まず参加しやすさという観点から日程の入れ方、2つ目は内容の理解のしやすさや審理の適切さという観点から公判審理に関する事項、3つ目は評議が充実していたかということに関する事項などです。それではまず、審理日程についてです。皆さんが担当された事件は大体4週間くらいかかっていますが、選任から少し間を置いて公判が始まるパターンと、選任の翌日から公判が始まるというパターンとがありました。また、日程も、例えば、月曜日から木曜日までやって、金曜日がお休みとか、月火水とやって木曜日と金曜日をお休みというパターンもありました。評議が終わって判決までの間隔は、数日というのもあれば、

1週間くらい空けて判決をするという日程もありました。このように事件によって実際の日程の入れ方は様々ですが、皆さんの率直な感想はいかがでしょうか。日程調整が要るので、期間を空けてもらった方がいいのか、空ける期間はどのくらいがいいのか、あるいは期日の入れ方も週に1回くらいお休みがあった方がいいのか、それとも続けてもらった方がいいのか、御意見を伺わせていただければと思います。7番さんは、選任の翌日から公判期日が始まりましたがいかがでしたか。

7番

私は、先ほども話をさせていただきましたが、仕事のシフトにとっても無理がかかってしまうというのがやはりあると思います。私は、サービス業的なものがあったり、事務所詰めで現場に出なくても大丈夫だったりするというケースもあったりするので、何とか参加することができましたが、一般の社会人の方はこの日程だと参加するのは不可能じゃないかなと感じました。

司会者

私の部だと、例えば前の週の金曜日に選任をして、翌週の月曜日、火曜日からということ結構やるのですが、やはり土日だけではなく、営業日は挟まないときついですかね。

7番

私はサービス業だから、むしろ土日やっていた方がいいです。365日営業しているというようなものなので、むしろ土日も全部やっていたいて、その中で割り振っていただいた方がシフトが調整しやすいというのがあります。

司会者

他の方の御感想はいかがですか。このくらい空けてくれると助かるとか、もっと空けてもいいとか、いや、ここまで空けなくてもいいとか、色々あると思うのですが、5番さんいかがでしょうか。

5番

やはり翌日とかだと、私の仕事は無理だと思います。

司会者

5番さんの事件だと、1週間と2日空いていますね。

5番

はい。これぐらいあると周りの人にも調整をしてもらったり、色々書類を書いたりする時間ができるので、比較的参加できると思います。

司会者

どのくらいまでなら調整できそうですか。

5番

仕事にもよると思いますが、やはり私たちの仕事も日曜日は休みなので、平日みんながいるときに行って相談してとなると、1週間あれば調整できると思います。

司会者

他の方はいかがでしょうか。

4番

私は土日がお休みなので、最低3日ぐらいはないと調整がしにくいと思います。

司会者

3番さんは、いかがでしょうか。

3番

私もサービス業で、365日やっているような会社なので、裁判員の通知が1年ぐらい前に来て、それから実際に裁判員に選ばれるまで結構期間がありました。実際に選ばれてから日程表をもらったので、そこから仕事を調整するのは大変でした。

司会者

3番さんの事件だとウィークデーで3日あったのですか。

3番

はい。ほぼ毎週裁判所に来ていましたが、選ばれてから日程を伺ったので、できたら選ばれる前に日程表を組んでもらった方がいいと思いました。

司会者

選ばれる前に、職務従事予定期間をお知らせし、この日程で無理な人は言ってください、どうしても無理な方は辞退していただくという形にしていますが、うまく伝わっておりませんでしたか。

3番

会社と相談しながらやったと思うのですが、半年ないし1年前に通知をするのであれば、そこで日程表が分かるようであるといいかなと思いました。

司会者

1年前の通知は、今後1年間選ばれるかもしれませんというもので、どの事件を担当していただくかは全然決まっていらないんです。この裁判員裁判をこの期間にやりましょうと決まってからもう1回くじをやって選ぶので、そのときにはこの間拘束されますよというのはお伝えすることになっております。2番さんはいかがでしょう。

2番

私も、選任されてからもっと時間が欲しかったというのが本音です。私の仕事というのは、大体月単位で来月はこういうのがおおむねありそう、再来月はこういうのがありそうという中でスケジュールを決めていきます。そういう意味でいうと、個人的な状況からいうと1か月先から始まるのがせいぜい、という状況でした。一方で裁判が始まってからの日程はおおむね週3回で、これは良かったと思っています。裁判がない日が週に2日ぐらいはあった方が助かります。私の場合は、朝夜仕事に出ていたし、土日も仕事に出たりしていたので、何とか耐えましたが、そうはいっても、裁判までの間が空き過ぎると記憶も薄れますので、このあたりが適正なのかなという感想を持っております。

司会者

当初の制度設計では、この事件で来てくださいというときに、さっき言った職務従事予定期間を決め、調整のために6週間前に通知をするということになっていま

すが、実際は、通知が来た段階では選ばれるかどうか分からないので日程調整はできないということになるのでしょうか。

2番

そうですね。

司会者

分かりました。ここは反省させていただきます。1番さんは何かありますか。

1番

選任で決まってから、1週間ぐらい空いた方が、職場との調整もあるので、いいかなと思います。それから審理や評議がない日が平日の中に入っていた方が、その間に会社に顔も出せるので助かります。私自身は、裁判が終わってから、夜、会社に行っていたのですが、まるっきり1週間会社にいないというのも結構心配です。あとは、私は予備校の講師なので、土曜日に説明会みたいなイベントがあることがあるので、日曜日にやってもいいかなとは思いますが。そのかわり平日がなくて、その間職場に顔を出せるといいかなと思いました。

司会者

他に、この日程の関係で経験者の方から言っておきたいことはありますか。

3番

私の場合は、選任されてから3日間あったので、会社と相談して参加できました。

司会者

ありがとうございます。選ばれてから皆さん大変な調整があるんですね。こちらとしては、選任のときに仕事上どうしてもだめですと言ってくださる方もいるので、逆に言われたい方は大丈夫だと思って、我々も選任した後、また翌週来てくださいねと言って送り出すのですが、実際にはそこから大変な調整が始まっていることがよく分かりました。日程について検察官、弁護士から聞きたいことがあればお願いします。

岡田弁護士

選任手続のときに特に仕事だと思うのですが、仕事の関係で出られませんというのは言いやすいのか、それとも言いにくいのか、仮に言いにくいとしたら裁判官や弁護士などからどういう質問が言いやすくなるのか、教えていただきたいと思います。特に2番さんは、選任から1か月ぐらいの期間がなければならないとか、結構タイトなスケジュールだったというお話があったので、それを選任手続のときに裁判所に説明できたか、あるいは説明できる空気だったかというのが質問の趣旨です。

2番

当時の記憶を呼び起こしているのですが、スケジュールも、おおむねイメージをして選任手続に来たんですけれども、正直なところ実際選ばれないと調整もしないというのが実際だと思います。その場の空気がどうだったかというお話でしたが、選ばれて、当然刑事手続の中で色々ある中で、選ばれた後に、当然選ばれた以上は、そこはもう何とか調整するしかないというのが正直な気持ちでした。1週間というのもタイトでしたが、そこは土日の出勤もできるという立場でもあったので、うまく調整するしかないと思いました。その場の雰囲気は今おっしゃったように言いづらいかどうかと言われると、これはもう決まったものだから、それに対して1人がどうこう言うという話でもないのかなと、むしろそれに乗るか乗らないかという話かなという考えで臨みました。

岡田弁護士

裁判官から、個別に1人だけ呼ばれて、仕事の都合などは大丈夫ですかと聞かれる手続があるのですが、その手続はありましたか。

2番

当然ありました。正直なところ、裁判員というものを経験してみたいという人もいて、それぞれの動機によってそのあたりが変わってくるのかなと思いました。私も裁判員制度自体については、よく分からなかったのですが、ただ、正直やってみようというのがあって選任手続に臨みました。そういう気持ちがあったものですから、目先の仕事を重視して今回裁判員を見送るというか、できませんと申告するの

か、それとも自分の調整できる範囲でできる余地があるのであれば、なかなか一生に1回あるかないかという機会だと思いますので、そこを比較して特に申告はしませんでした。

7番

選任の抽せんの際に質問用紙に最終的に希望するかしないかを書いたと思うのですが、あれで希望しないと書いた人が選ばれるケースはあるのですか。

司会者

それは辞退理由があるかどうかによります。そのため、また個別に呼ばれて事情を聞かれるのです。それでは次のテーマ、公判審理の話題に移ります。公判審理における当事者の主張の分かりやすさについてお聞きします。検察官も弁護人も最初に冒頭陳述ということでそれぞれの主張の骨子を述べて、最後に証拠調べが終わった後に論告、弁論ということでまとめの主張をします。冒頭陳述は大体どの事件でも長くても2、30分程度やっていることが多いです。それらを含めて当事者の主張として、何をどういうふうに判断してもらいたいかということが分かりやすかったですか。さきほど1番さんが最初は分からなかったけれども、そのうち分かってきたということでしたが、そのうちというのは何かきっかけがあったのでしょうか。

1番

最初は全然分からなかったのですが、検察官と、あと弁護人からプリントになって出されてきた資料がカラーで非常に分かりやすく書いてありましたので、そういう資料から、ああ、こういう経過でというのがぱっとわかりました。専門用語もそんなに多くなく、もちろん専門用語がよく分からないところもあったのですが、それは裁判官が説明をしてくださったので、あの資料はとても参考になりました。

司会者

その資料というのは、起訴状朗読をして、被告人の認否を聞いて、その後に検察官と弁護人が出す冒頭陳述のことでしょうか。

1番

はい。

司会者

そうすると、結構早い段階で分かったという感じになりますか。

1 番

そうですね。ただ、審理では細かい点が争われていたと思うので、全体像は分かったのですが、全体像の中の今どの部分のところで争いがあるのかというのが少しつかめない部分がありました。ただ、それを何回か聞いていて、あるいは評議室に帰ってきて皆さんの話を聞いているうちにだんだん分かってきました。裁判官もホワイトボードを用意して、争点を整理しながら御説明くださったので、そういう過程でも理解が進みました。

司会者

全体像は最初の冒頭陳述で分かったけれども、その後、証拠調べに入り、今全体像の中でどの部分の判断のために証拠調べをやっているのかが分かりにくかったということでしょうか。

1 番

はい。

司会者

3 番さんは 1 番さんと同じ事件を担当されましたが、いかがでしたか。

3 番

この事件については、ある程度ニュースで見て知っていました。評議のときに証拠、例えば 1, 2, 3, 4 とかあって、証拠 1 の評議をしているときに、皆さん色々な意見を述べられますが、だんだん意見が脱線していってしまうところも見受けられましたので、少しその辺が分からなかったなということもありました。

司会者

1 番さんと 3 番さんの事件は、特徴としては中間評議があったようですが、その場面でのことですか。

3番

そうです。

司会者

中間評議にはやはりテーマがあったのですか。

3番

テーマがありました。

司会者

とりあえずここをまず判断しようということで中間評議に入っていたんですね。

3番

はい。やっていくうちに裁判ってこういうふうにするのかという、結構細かいのだなどは率直に思いました。

司会者

お話を伺うと、むしろ後で出てくる、評議の問題という気がします。要するに今何を評議しているのか分かりにくいという、裁判官の進め方の問題なのでしょうか。

3番

裁判官の問題とは言いがたいですが、やはり皆さん色々意見があると思いますし、中には少し議論が外れてしまうこともあるので、そういう時は裁判官にまとめていただきたいなどは思いました。

司会者

4番さん、5番さんの事件、それから7番さんの事件もそうですが、犯人かどうかや共謀などをいわゆる状況証拠、つまり間接事実を積み重ねて判断していくというスタイルで普段あまり考えないような思考パターンだったと思います。これは当事者の主張や、あるいは証拠調べを聞くときに何をどう判断すれば良いかというのはずっと分かったか、あるいは分からなかったときはどういうきっかけで分かるようになったかというのは何かありますか。

7番

私たちのときは、まず冒頭陳述のときにいただいた資料の方が大変分かりやすかったです。難しい専門用語とかが飛び交う裁判の冒頭陳述や争点の説明についても、資料を見るだけでも一目瞭然に分かる資料をいただいて、完全にそれに沿って説明があったので、分かりにくいということはほぼありませんでした。

司会者

裁判官からも説明があったと思いますが、冒頭陳述というのは、あくまでも検察官の主張であって、それは証拠ではありません。冒頭陳述だけ見て説得力があるからそれだけで判断してはいけないのですが、そのこの区別はつきましたか。

7番

後から出てくるものが幾つかありまして、それに関しても冒頭陳述とは別に非常に分かりやすく説明していただいて、また、資料も分かりやすいものでした。

司会者

それは最後の論告、弁論ですか。

7番

一番最初にいただいた資料にこのところが新しい証拠であると、きちんと当てはめることができました。

司会者

今のお話は、冒頭陳述があって、それに7番さんが自分なりに書き込んでいったということですか。それとも何か別のものが出てきたのでしょうか。まず多分冒頭陳述が配られると思うのですが、その後は法廷で何かモニターに映ったりとか、人が話しているところを見たり聞いたりするので、あと配られるものとしては最後に論告、弁論が配られるだけだと思うのですが。

7番

配られる資料以外は自分たちでメモを取るしかないと思うのですが、そのメモもただメモを取って分かりにくくなるよりは、一番初めにいただいた資料に書き込んでいくだけで、新しいものが出てきても全体の流れがつかめるという形です。

司会者

そうすると、やはり冒頭陳述が良かったということですね。

1 番

私だけかもしれないですが、例えば証人の方が来て、色々質問されて、答えていらっしゃるのですが、例えば占有離脱物横領罪のことを審理していたときに、被告人は何時頃どこにいたかというのをあなたは知っていましたか、と被告人と一緒に亡くなった方のお宅を検証していた警察官に聞いているんです。その方がお風呂場において、メジャー持って計っていました、など細かい状況を聞いているうちに、あれ、今のは何の話だったのだろう、と分からなくなってしまいました。被告人が居間にいたのか、それとも寝室にいたのか、はたまた何をしていたのか私は知りませんという結論であったのか、後から分かるわけですが、メジャーの話やお風呂場の話も大事であると思うのですが、そういう話を聞いているうちに今何の話だったか分からなくなってしまったという感じです。

司会者

証拠調べの巧拙の問題という感じがしますね。要するに証人尋問をやっているのだけれども、何のためにこれを聞いているのか、よく理解できないということですね。1番さん、3番さんの事件は警察官とか、あと医師などからも聞きましたし、4番さん、5番さんの事件だと鑑識の担当警察官とか防犯カメラの解析とか、色々な複雑な話があったと思うのですが、何のためにこの人を聞いていて、これがどういう意味なのかというのは分かりましたか。5番さん、いかがですか。

5 番

分からないということはあまりなかったのですが、DNA鑑定の話がありまして、それがとても長かったので、裁判員の間でもあそこまで何のためにするのかというのはみんな疑問に思っていたようです。検察官は決定的な証拠、科学的な証拠を出したいがために説明を重ねていると思うのですが、私たちからすると、もう大丈夫じゃないかなと思ってしまうぐらい長かったです。

司会者

2番さんの事件は、6人ぐらい証人を聞くことになっていますが、これは予定どおり聞かれたのですか。

2番

そうです。若干補足しますと、譲り渡しの事実というのが複数にわたってあるので、複数日にわたる複数の証人が呼ばれました。事実を1つ1つ認定していくという作業なので、結果的に、今裁判長から複数の証人というお話がありましたけれども、そういう証人が呼ばれたということだと思えます。それ自体は私自身は全然違和感はなかったですし、それはそうなのかなと思っておりました。検察官は説明したいことについて写真なども使って、パソコンも駆使された資料を作っていたので、非常に分かりやすかったです。

司会者

先ほど、休憩中に4番さんと5番さんがお話されていたことを紹介しますと、お二人が担当された事件は沢山罪名もあり複雑なので、検察官が証人尋問するときに、各証人についてこの証人はこういうことを聞くという書き込みしやすいメモを配ってくれており、それが良かったということでした。そして、裁判官も混乱しないように評議室にはホワイトボードを用意していて、証拠調べが終わる度に争点等を書いていったということでした。続いて、刺激的な証拠について御意見をお聞かせいただきたいと思っています。1番さんと3番さんの事件は被害者が亡くなった事件で、恐らく解剖を担当した医師の証人尋問が行われたりして、4番さん、5番さんの事件でも被害者が怪我を負ったということで、血痕の付着とかが問題になったと思いますが、それぞれの事件で事件自体がショッキングな上に、証拠自体もショッキングだとか、心に精神的負担が生じるようなものがあつたのか、あるいはこういう配慮がされていたので、良かったとかいうのがあれば聞かせていただきたいのですが、1番さん、いかがですか。

1番

特にとても精神的にショックを受けて何日も何か月も引きずるというのはありませんでしたが、ショッキングだったのは、首を絞めたということで、その証拠写真で首にロープの跡がくっきり赤くついているという写真が出てきたときはやはり生々しくて驚きました。

司会者

それはカラー写真ですか。

1 番

カラー写真です。

司会者

何枚ぐらい出たんですか。

1 番

2枚です。正面と、あと横からだったと思います。

司会者

それは、例えば医師が説明するときの資料のような形だったのですか、それともそれ自体独立した証拠としてモニターに映されたのでしょうか。

1 番

確か独立した証拠として提出されたと思います。

司会者

そういった写真を取り調べることについては、何でこんなものを見なければいけないのかと何か疑問を持たれなかったですか。

1 番

疑問は持ちませんでした。どのぐらいの強さで絞めたとか、殺意を持って絞めたのか、などが争点だったので、必要なのだろうと思いました。

司会者

何かそれを見る前とかに裁判官から説明はありましたか。

1 番

もしかしたらそういう生々しい写真があるかもしれませんよ、という説明はあったかと思いますが、そこはよく覚えておりません。

司会者

3番さんはいかがですか。

3番

こういう写真が出ますよ、という裁判官からの説明はあったと思いますが、特にそれほど生々しいとは思いませんでした。

司会者

特定の部位だからということで、まさにそういう痕跡があるかどうかだけだからということですか。

3番

はい。

司会者

この問題は、裁判所もかなり気を遣っていて、本当に審理に必要なであれば調べるのですが、何のために調べるかというのはきちっと考えて、どうしてもやむを得ないときには本当に必要なものに絞って調べるということには気を付けていますが、4番さん、5番さんの事件は特にそういう刺激的なものというのはなかったですか。

4番

凶器の包丁が2本現物があったのですが、包丁何センチメートルという記載はあって、記載と実物を見るのとではやはり印象が大分違うのではないかなと思うので、もし現物があるのであれば、被害者のことを考えると、どんなもので、どんな形態でというのが分かると、衝撃的ではありますが、良かったと思いました。

司会者

どんな形状か、客観的に何センチかというのは実物じゃなくても写真などでも分かると思いますが、そこは正直どうお考えですか。

4番

実物の方がインパクトが大きいと思います。

司会者

この場合のインパクトというのはどういうことなのでしょう。印象で悪いんだと感じてしまうとするのはいかなものだろうと思いますし、それと一番は裁判員への負担ということで、例えば包丁に血痕がついていたらどうだったとかいうことも考えていますが、5番さんは何か感じることはありますか。

5番

被害者の女性の方が首を絞められた写真だったと思いますが、それを見たときに衝撃というほどではないですが、そのときはショックはありました。ただ、それを引きずるほどではなかったし、事件の事実、経過としては必要だったのかなと思います。

司会者

そこは、裁判官から何か説明はなかったですか。

5番

そのことについて説明はなかった気がします。覚えていません。

司会者

そもそも証拠調べの前に当事者でしっかり議論しているところではあります。では、参加者からこの機会に証拠調べ等の関係で聞いておきたいことがあれば質問してください。

岡田弁護士

皆さんの中で科学的な鑑定の信用性が争いになった方はいらっしゃいますか。

司会者

5番さん、先ほどのDNAというのは、あれはDNA自体の信用性が争われていたのですか。

5番

信用性もそうだと思いますが、どのようにDNAの検査をしたかということを一

から十までというか、これをここから持ってきて、こういうふうにきれいにした台に載せてとか、それを1個ずつ言われました。

司会者

やはり鑑定の正確性ですか。

5番

はい、その経緯についてでした。

岡田弁護士

それは、弁護人もDNA鑑定の信用性について争っている感じでしたか。

5番

分かりません。

岡田弁護士

続けて、5番さんに包丁が出てきたことについてはどう思ったのか伺います。包丁を出す場合には写真に鋼の部分に紙か何か張って輪郭だけ分かるようにして出す方法と、透明のボックスに入れてフィルムを張って出す方法と、あとは完全に見えるように包丁を出す方法があると思うんです。そのうちのどれだったのかと、それを踏まえてどの方法が望ましいと思ったのかをお聞かせください。

5番

透明の箱に入っていました。

岡田弁護士

ぼかすようなフィルムは張られていませんでしたか。

5番

はい。全部よく見えました。

岡田弁護士

それについてはどういう感想をお持ちになりましたか。

5番

そのときは、ああ、これなんだと思ったぐらいで、特に感想はなかったです。

司会者

血痕はついていなかったんですね。

5番

はい。

岡田弁護士

次に、皆さんの中で最初の冒陳メモが分かりやすかったというお話もあったと思うのですが、冒陳メモの書き方も色々ありまして、例えば事件の時系列をメインに書くタイプと、法律的な、例えばこの辺が争いになります、というものを大々的に掲げたタイプのものがあります。皆さんの中で自分が見たのはこのタイプだったけれども、分かりやすかった、あるいは分かりにくかったという意見があれば是非伺いたいです。例えば、7番さんは、先ほどお話がありましたが、どういうタイプの冒陳メモを見て、どうお感じになりましたか。

7番

興味深かったのは、弁護士側が出されたメモは法律主体で、検察側が出されたメモは時系列がとても細かく書いてあるという印象でした。実際には双方とも時系列も法律的なこともきちんと書いてあったのですが、非常に細かく時系列が書いてあるのは検察側の方で、法律的なところを強調していたのが弁護士側で、弁護士側と検察側である程度はバランスを合わせてほしかったというのがあります。心証誘導されている感じがしました。

岡田弁護士

どう誘導されているような感じがありましたか。

7番

暴力団の事件でしたので、世間一般的には暴力団って悪いですよ、しかし、法律をきちんと見て、暴力団が悪いからって悪い結論を出さないでください、みたいな弁護士側の意見と、暴力団とは普段こういうことをしているんですよ、だから悪いですよ、という検察側のそれぞれが誘導している感じが非常に受け取れまし

た。

岡田弁護士

他の方はどうでしょうか。1番さん、3番さん、4番さん、5番さんは罪名が多く、出来事も色々あったと思うので、メモのタイプが分かれそうな気がしますが、いかがですか。

1番

検察側から出てきたのが時系列で、時系列ということに関しては弁護人からのものも同じだったと思います。検察官の方がかなり細かかったと思います。弁護人の方は視覚に訴えている感じがしました。字も少し大きめで、結構ここを訴えたい、という感じの視覚に訴えるところがあったと思います。両方ともカラーでとても見やすかったと思います。こうだったらいいなというのは、例えば比較表みたいにしていただけると一目瞭然かなと思いました。先ほどの占有離脱物横領罪で、争点が何で、検察側の主張はこうです、弁護人側の主張はこうです、というように、1つの争点についてどう争ってどう意見が食い違っているのかというのを比較表で一覧表みたいにしていただけると、それ1枚見れば両方の意見がどこでどう食い違っているのかというのが分かりやすいかなと思います。用紙が別々なので、1つのものについて2枚見なくてはいけなくて、それに対して審理がどんどん進んでいって、証人の証言がどんどん重なってくるので、1つの事実についてどのように証言が積み重なっていくのか、こちら側も頭の中で整理していかなければいけないので、結構大変でした。

司会者

確かに冒頭陳述も論告、弁論もそれぞれが出してくるので、それらがかみ合っていればそれを並べれば、別の紙であっても、分かるけれども、必ずしもそうではないこともあって、そういう場合には裁判官が評議の中で対立点についてすくい上げながら話をしていかなければならないと思っています。

野呂検察官

裁判員裁判が終わった後の皆さんのアンケートを見ていると、冒陳とか論告というのは結構分かりやすかったと書いてくださる方が多い中、手元に何もメモがないまま行われるものについては、証人尋問と被告人質問の質問と答えをずっと繰り返して聞いていると、何のための質問か初めの方は分からなかったとか、何のために聞いているのか分からなかったという意見が結構あると思っています。先ほど4番さん、5番さんのように、この証人は何のための証人ですよ、とか証人尋問事項の大枠があらかじめ示されていれば、これからこの人のこういうところに注意して聞けばいいんだなとかということが分かっていいのかなというお話がありましたが、先ほど1番さんの中で証人尋問が何のために聞いているのか分からないところがあったと言われていましたが、そういうものがあつたらもう少し分かりやすかったと思われませんか。

1番

そうですね。先ほど話しましたように、細かいことを聞けば聞くほど、何の話をしているのか分からなくなってしまっていました。細かいことや、状況などそういうことが分かるのは非常に大事なことだと思うので、ありがたいことなのですが、今何罪のことで、更に何罪のどこの話を争って言っているのかという全体から見ると少し分からなくなってしまうときがあつたので、そういうメモなどがあればもっと分かりやすかったと思います。

石川裁判官

皆さん、冒頭陳述が分かりやすかったとおっしゃっていて、特に時系列などがあつて、参照しながらとおっしゃっていましたが、時系列に書いてある事実は本当にあつたかどうかはわからない事実で、証拠に出てきたかどうか混同してしまったというようなことはなかったですか。4番さん、5番さん、時系列を見てやってみたとおっしゃっていましたが、いかがですか。

4番

裁判官がホワイトボードで時系列で書いてくださったのですが、事実とそうであ

ろうということは区別されていたので、それは混同はしませんでした。

石川裁判官

1 番さんはいかがですか。

1 番

はっきりとは申し上げられないですが、もしかしたらそういう可能性もあったかもしれないです。証言を聞いていて、今何の話ということになってしまった部分もありましたので、もしかしたらある前提で聞いていたという可能性もゼロとは言えないと思います。

石川裁判官

そうすると、あまり時系列に書くのはあるかないか分からないようなものがあると誤解の余地があるかもしれないということでしょうか。

1 番

可能性はゼロじゃないと思います。

7 番

私たちの場合は、その時系列、いわば弁護人側が出しているものと検察側が出しているものを見ながら、突っ込みどころを探しながら見ている感じでした。それがあって逆に偏見が生まれにくい形でできたかなと思います。

司会者

証拠調べのときはどちらかという証人尋問をするのは検察官、弁護人なので、そこには厳しい意見が出たりするのですが、最後のアンケートでもなかなか裁判官に対しては遠慮されて書いておられないですが、今日は忌憚なく言ってもらえたらいいなと思います。次に、評議について、裁判官の発言の内容やタイミングあるいは評議の進め方について感想や、ここは良かったとか、ここはこうすれば良かったなどあればお聞かせください。また、中間評議を経験された方は、その辺でも結構です。まず、評議の司会というのは誰がされましたか。1 番さん、3 番さんの事件は裁判長ですか。

3番

はい。

司会者

2番さんはどうでしたか。

2番

一番左の裁判官でした。

司会者

4番さん，5番さんはどうでしたか。

4番

裁判長でした。

司会者

7番さんはどうでしたか。

7番

日によってそれぞれの裁判官が進めていました。

司会者

皆さんから見て正直なところ裁判長なり，他の裁判官の評議の進め方などについて何か御意見があればお願いします。あるいは，評議の進め方のペースは十分皆さんの思考のペースに合った形でやってもらえましたか。3番さん，いかがですか。

3番

休憩時間がとても長いというか，1日のうちに何分休憩するのかなというのが率直な意見です。

司会者

法廷では，大体四，五十分に1回休憩を入れるのですが，評議のときにどの程度休憩を入れるかは裁判所によるという気がします。法廷と同じぐらいで四，五十分に15分なり20分の休憩はちょっと間延びし過ぎるという感じですか。7番さんはいかがですか。

7 番

裁判の日は被告人のトイレ休憩とかもあるので、仕方がないと思いましたが、評議の日も確かに休憩が長かったと思います。私の仕事が休憩を短く取っているからというのもあるかもしれないです。

司会者

評議はもう少し続けてもいいのではないかという感じですか。

7 番

ぎゅっと詰め込んでもいいかなとは思いました。

4 番

評議中の休憩はそれほど長くなく、お昼の休憩が少し長目だったぐらいでした。

司会者

逆に言うとそのぐらいでも全然大丈夫という感じですか。あとは、裁判官の発言の頻度というか、遠慮がちだったのか、そうではなかったのかあると思いますが、その辺はどうですか。特に評議の進め方で、裁判所としてはできる限り裁判員の方に意見をたくさん出してもらいたいなと思っているのですが、かといって評議なので、裁判官も意見を言わないといけないのだけれども、その兼ね合いが結構難しいと思っています。2番さん、いかがですか。

2 番

特に量刑という話でもあったので、各裁判員が思うところについてそれなりに発言の機会はいただいたと思います。そこは裁判官も自分の意見を前面に出したとかというのはなかったですし、そこはうまく配慮していただいたのかなというのが今感じているところです。

司会者

他の方もこの場でここは変えた方がいいのではないかという御意見はありますか。

3 番

法廷でのことですが、裁判員からの質問というのはやはり少ないです。

司会者

どうぞとは言われるけど、ということですか。

3番

どうぞと言われないとやはり自分から言うというのはなかなか、大勢の傍聴人の中で自分の意見を言うのはきついなというのはあります。

司会者

よく行われる工夫としては、入る前に何か質問はありますかとか言って、そういうことだとか言うのがありますよ、とアドバイスするようにしたりするんですが、そういうことはありませんでしたか。

3番

それはありましたけど、じゃそれを言ってください、指しますからと言われないとやはり言えないです。

司会者

裁判員さんが質問しやすいように裁判官がもう少し積極的に言ってくれた方がいいということですか。

3番

はい。

司会者

わかりました。気を付けます。検察官，弁護士から聞いておきたいことはありますか。

岡田弁護士

これは日程にも少し関わってくるのですが、皆さんの日程を見ると、結局、例えば2番さんは評議が終わった後、1週間ぐらい空けて判決があります。他の方の場合だと同じ日に最後の評議があった上で判決があるというパターンに分かれていると思いますが、率直にどちらが良かったのかを伺いたいです。例えば、2番さんは期間が空いた後で評議なく判決というのでも問題なかったのか伺いたいです。

司会者

これは、2番さんも判決の直前の最後の評議というのは、すでに評議の結論自体は出ていて、最終確認をするぐらいですよ。

2番

はい。

岡田弁護士

そうすると、心理的にはどちらが安心できますか。最後に確認であっても1回は評議を形の上でも入れてもらった方が判決を言い渡すときに安心できると思ったのか、それとも2番さんみたいに期間が空いて評議なくいきなり判決でも問題ないと感じたのか、御意見をお願いします。

2番

裁判官が作られた判決の原案を拝見して確認させていただいたというのが最終のところでしたので、今の御質問からいうと、結論自体に何かおかしいとか、そういうところはなかったもので、スケジュールから言えば直後に判決を言い渡してもらった方が私は良かったなと思います。

司会者

ここはむしろ多分、どういう事情で期間を空けているのかわからないですが、裁判官から言わせてもらおうと、判決を書く時間が取ればいいので、その分皆さんには期間は空くけれども、もう1回来てもらわないといけないので、こんなに空いてもいいのかと思いますが、その点については別に期間が空きます、と言ってもらえれば大丈夫ということなんですか。翌日でもいいし、1週間空けてもいいということですか。

2番

そうですね。最後に結論が出て、その後に判決というところでいうと、裁判員側からすれば特に期間が長い、短いということについて何か意見があるということはないです。裁判長がおっしゃったとおりで、多分実務的に色々大変だというのは容

易に想定されると思いますので。

石川裁判官

先ほど評議の時間と休憩の入れ方の話が出ましたが、もう少し短くてもということでしたが、それは1区分が四、五十分であることの方なのか、それとも休憩時間の長さについてのことなのでしょう。

3番

その日によって違いますが、弁護士側が長引けば当然最後までやっているみたいですが、証人尋問などが終わって20分休憩、10分休憩がありました。やるならもう少し凝縮して、私は休憩時間は1時間に5分ぐらいでいいと思いました。

石川裁判官

今のは公判のお話ですが、評議でも、どちらかという連続するのは1時間ぐらいがいいけれど、休憩時間は少しでいいということですか。

3番

はい。

司会者

わかりました。それでは、終わりの時間が近づきましたので、それぞれ最後にこれから裁判員裁判に参加する方へのメッセージも含めて、一言ずつ伺いたいと思います。

1番

裁判員裁判に参加させていただいて、今まで分からなかったこととか、裁判制度そのものについて、また、裁判官、検察官がどんな方なのかなど本当によく分かりました。そして、法廷の様子とか、モニターなど分かりやすくなっていて、本当に感動したことがたくさんありましたので、国民全員にもっと啓蒙活動を盛んにして知らしめていっていただければと本当に思いました。

2番

まず、全体的な感想を申し上げますと、やはり人の気持ちとか、その部分につい

ていかに判断するのかというのは難しいなというのはとても実感しました。事件によって被害者もいれば加害者もいる、いろんな形があると思うので、一律には言えないと思うのですが、被告人の反省とか、そのあたりに対してどう量刑に反映させるのかは非常に難しいなと思いました。人それぞれの判断になってくるので、難しいとは思いますが、やはりその部分について、先ほど申し上げた更生という、ある意味将来のことに対していかに判断するかということについて非常に難しさも感じましたし、限られた情報の中でおのおのが判断していくということについても非常に難しさを感じました。ただ一方で、犯罪を犯す人というのはいろんな背景があって、思いがあって、その時点の背景があって実際犯しているわけで、その部分について客観的事実の認定もさることながら、そのあたりの部分についていかに判断していくかという難しさというのを裁判員を経験して非常に感じました。今後の裁判員の方にメッセージという意味で申し上げますと、人それぞれ裁判に参加する環境、難しさは色々あると思いますが、ただ一つ言えることは、改めて自分が生活している社会にはいろんな人がいるということ、その中には犯罪を犯す人もやはりいるわけで、そういう人たちがどういうことを考えてそういう犯罪を犯しているのかということを知るということは、自分の人生にとっても非常にプラスになると思いますし、別に犯罪、事件を面白おかしく知るという意味では決してなくて、そういう人たちもいる社会だということを改めて認識するということは、非常に国民にとってプラスだと思います。色々厳しい職場の状況とかはあると思うのですが、是非参加していただければ今後の人生観も変わってくると思いますので、そういうプラスの部分が多分にあるということをお伝えしたいです。また、司法行政の方々に関しては、啓蒙と先ほどおっしゃっていましたが、是非色々工夫していただければということを感じました。

3番

裁判員に参加しまして、法廷で被告人の話を聞いていて、何が真実なのかなということが率直な意見で、やはり真実は本人しか知らないのかなということを感じました。

思いました。国民の方々には、もし選ばれたら是非参加していただきたいなと思います。損得抜きでいい経験だと思いますので、是非参加していただきたいなと思います。

4番

参加して裁判というものを知ることができたということ、裁判に関わる人たちの仕事の重みというものを、真実を知ることの大変さとか、人の気持ちを知る大変さとか、人を裁くことの大変さというものを少し垣間見れて本当にいい経験ができたと思っています。これから裁判員候補者に選ばれた方には、是非参加していただきたいと私も思います。

5番

私も裁判員を経験して、最初は家族に背中を押されて参加した感じですが、やはりなかなかできることではないので、参加して良かったなと思います。そして、私の友人や家族がもし当たったら是非責任を持って引き受けた方がいいよと言うようにいつもしているので、これからはもしそういう機会がある人はなるべく受けていただけたらと思います。ただ、あと世の中の的にやはり仕事との兼ね合いだと思います。仕事を休めるのか、休めないのか、無理して休むのか、それを多分自分で最終的には判断すると思いますが、社会としても当たったなら無条件で休める雰囲気や、そういう流れがあるともっといいかなと思います。

7番

私は最初からいい経験をさせてもらったと言っているのですが、敢えてそうではない、気になったところを挙げさせていただくと、私たちが担当した事件は被告人が暴力団員ということもありまして、先ほど少し話の中に出させていただきましたが、心証に訴えるという印象が強くて、特に、例えば弁護人側に関しては、いきなり冒頭陳述で弁護劇場みたいなことが始まって、逆に印象が悪くなりました。あと、検察側に関しては、証人の中に直接事件と全く関係ない人が出てきまして、いかにやくざは悪い人たちかみたいな証言をする証人が出てこられて、結局弁護人側にも

突っ込まれていましたが、何のためにこの時間を使ったのかと印象が悪くなる場面もありました。あと、全く関係ない話になりますが、是非とも法服を着たコバトングッズを作っていただきたいです。

司会者

最後から2番目に話しておられたことは、今お聞きして思いましたが、裁判員もきちんと判断されるので、心証に訴えるようなことはあまり良くないということかなと理解しました。ありがとうございました。それでは最後に、一言ずつ参加者の方からも、お願いします。

岡田弁護士

今日は貴重な御意見をありがとうございました。是非これを今後に反映させて、裁判員の皆さんにきちんと分かりやすく、そして今お話があったとおり、印象とかではなく、きちんとした事実に基づいて公平な判断ができるような材料を提供するように色々と検討していきますので、是非とも皆さんの周りの方にも参加してくださいとお勧めいただければと思います。

野呂検察官

裁判員の方たちから直接お話を伺う機会というのは本当にないので、非常に貴重な意見をいただきましてありがとうございました。これからの公判活動に生かしていきたいと思っております。

石川裁判官

本日は貴重な意見をありがとうございました。日程の入れ方などこちらが勝手に考えていたことがあまり当たっていなかったということがよく分かりましたので、公判の仕方もさることながら、日程など御意見を参考にして色々変えていきたいと思えます。

司会者

それでは、今日はお忙しい中、参加いただいて本当にどうもありがとうございました。本日の意見交換会はこれで終わります。